

家庭用品品質表示法の概要と その見直しについて

平成25年11月22日
消費者庁表示対策課

家庭用品品質表示法の概要

家庭用品品質表示法は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、消費者の商品選択に資することにより、その利益を保護することを目的とする。

対象品目(第2条)

一般消費者が通常生活に用いる
・繊維製品
・合成樹脂加工品
・電気機械器具
・雑貨工業品
(合計90品目)を政令で指定。

表示者(第2条)

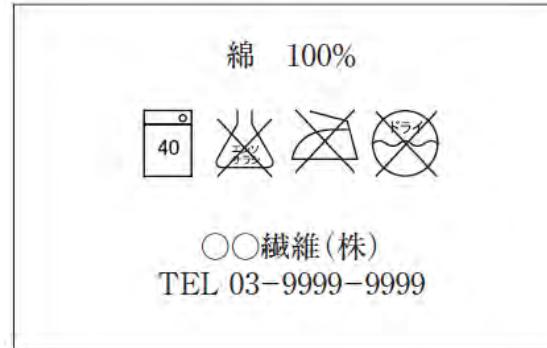
日本国内の製造業者、販売業者、または表示業者。

表示の標準(第3条)

品目ごとに次の内容を告示で規定。
●成分、性能、取扱い上の注意等の品質に関し表示すべき事項
●事業者が表示の際に遵守すべき事項

表示すべき事項の例

組成繊維、洗濯絵表示(上衣、ズボン等)



特別注意事項の表示(合成洗剤等)

まぜるな 危険

酸性タイプ

塩素系

・酸性タイプの製品と一緒に使う(まぜる)と有害な塩素ガスが出て危険である旨
・目に入った時は、すぐに水で洗う旨
・子供の手に触れないようにする旨
・必ず換気を良くして使用する旨

・塩素系の製品と一緒に使う(まぜる)と有害な塩素ガスが出て危険である旨

指定品目及び表示の標準(繊維製品 35品目)

品目	表示事項			付記事項	品目	表示事項			付記事項	
	繊維の組成	家庭洗濯等取扱い方法	はつ水性※4			繊維の組成	家庭洗濯等取扱い方法	はつ水性		
1 糸(※1)	○	-	-	○	(19)タオル及び手ぬぐい	○	-	-	○	
2 織物、ニット生地、レース生地(上記1に掲げる糸を製品の全部又は一部に使用して製造したものに限る。)	○	-	-	○	(20)羽織及び着物	特定織物(※3)のみを表生地に使用した和装用のもの	○	-	○	
3 衣料品等(※2)	(1) 上衣	○(※5)	○	-	○	その他のもの	○	○	-	○
	(2)ズボン	○	○	-	○	(21)マフラー、スカーフ及びショール	○	-	-	○
	(3)スカート	○	○	-	○	(22)ひざ掛け	○	○	-	○
	(4)ドレス及びホームドレス	○	○	-	○	(23)カーテン	○	○	-	○
	(5)ブルオーバー、カーディガン、その他のセーター	○	○	-	○	(24)床敷物(パイルのあるものに限る。)	○	-	-	○
	(6)フィシャツ、開襟シャツ、ボロシャツその他のシャツ	○	○	-	○	(25)上掛け(タオル製のものに限る。)	○	○	-	○
	(7)ブラウス	○	○	-	○	(26)ふとん	○	-	-	○
	(8)エプロン、かっぽう着、事務服及び作業服	○	○	-	○	(27)毛布カバー、ふとんカバー、まくらカバー及びベッドスプレッド	○	○	-	○
	(9)オーバーコート、トリップコート、スプリングコート、レインコート、その他のコート	特定織物(※3)のみを表生地に使用した和装用のもの (※5)	○	-	○	(28)テーブル掛け	○	-	-	○
		その他のもの	○(※5)	○	○	(29)ネクタイ	○	-	-	○
	(10)子供用オーバーオール及びロンバース	○	○	-	○	(30)水着	○	-	-	○
	(11)下着	繊維の種類が1種類のもの	なせん加工品	○	○	(31)ふろしき	○	-	-	○
			その他	○	-	(32)帯	○	-	-	○
		特定織物(※3)のみを表生地に使用した和装用のもの	○	-	○	(33)帯締め及び羽織ひも	○	-	-	○
	(12)裏衣	○	○	-	○	※1.糸の全部または一部が綿、毛、絹、麻(亞麻及び苧麻に限る。)、ビスコース繊維、銅アソモニア繊維、アセテート繊維、プロミックス繊維、ナイロン繊維、ビニロン繊維、ポリ塩化ビニリデン系合成繊維、ポリ塩化ビニル系合成繊維、ポリアクryルニトリル系合成繊維、ポリエチレン系合成繊維、ポリエチレン系合成繊維、ポリプロピレン系合成繊維、ポリウレタン系合成繊維、ポリカーボネート繊維及びガラス繊維であるものに限る。				
	(13)靴下	○	-	-	○	※2.1に掲げる糸や2に掲げる織物、ニット生地またはレース生地を製品の全部または一部に使用して製造または加工した繊維製品(電気加熱式のものを除く。)に限る。				
	(14)足袋	○	-	-	○	※3.「特定織物」とは、組成繊維中における綿の混用率が50%以上の織物又はたて糸若しくは、よこ糸の組成繊維が綿のみの織物をいう。				
	(15)手袋	○	-	-	○	※4.「はつ水性」の表示は、レインコート等はつ水性を必要とするコート以外の場合は必ずしも表示をする必要はない。				
	(16)ハンカチ	○	-	-	○	※5.詰物を使用しているものについては、表生地、裏生地及び詰物(ポケット口、ひじ、衿等の一部に衣服の形状を整えるための副資材として使用されている物を除く。)を表示する。				
	(17)毛布	○	○	-	○					
	(18)敷布	○	○	-	○					

表示例

靴下



指定品目及び表示の標準(合成樹脂加工品 8品目)

品目	表示事項							付記事項	
	原料樹脂	耐熱温度	耐冷温度	容量	寸法	枚数	取扱い上の注意	表示者名	住所または電話番号
1 洗面器、たらい、バケツ及び浴室用の器具	洗面器	○	-	-	-	-	○	○	○
	たらい	○	-	-	○	-	-	○	○
	バケツ	○	-	○	○	-	-	○	○
	浴槽ふた	○	○	-	-	○	-	○	○
	浴室用の器具	○	-	-	-	-	-	○	○
2 かご		○	-	-	-	-	-	○	○
3 盆		○	○	-	-	-	-	○	○
4 水筒		○	○	-	○	-	-	○	○
5 食事用、食事用又は台所用の器具	容量表示を必要とする容器 (ごみ容器その他のふた付容器、洗いわけ、冷蔵庫用水筒、飲料用シール容器及び保冷剤を使用した容器等)	○	○	○	○	-	-	○	○
	容量表示を必要としない容器 (皿、椀、コップ、食品用シール容器、弁当箱、ざる、はし立て、パンケース等)	○	○	-	-	-	-	○	○
	まな板	○	○	-	-	○	-	○	○
	製氷用器具	○	-	○	-	-	-	○	○
	その他のもの	○	○	-	-	-	-	○	○
6 ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋(フィルムの厚さが0.05mm以下で、かつ、個数の単位が100枚未満のものに限る。)	○	-	○	-	○	○	○	○	○
7 湯たんぽ	○	○	-	○ 融入れるもの	-	-	○	○	○
8 可搬型便器及び便所用の器具(固定式のものを除く。)	○	○	-	-	-	-	○	○	○

表示例

台所用容器等

原料樹脂 スチロール樹脂
耐熱温度 80°C
耐冷温度 -20°C
容 量 300ml

取扱い上の注意

- 火のそばに置かないでください。
- レモン等柑きつ類の皮に含まれるテルペノン又は油脂によって変質することがあります。

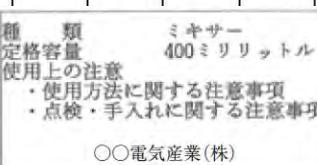
A B C樹脂㈱

TEL 03-9999-9999

指定品目及び表示の標準(電気機械器具 17品目)

品目	表示事項									付記事項	品目	表示事項									付記事項
1 電気洗濯機(水槽を有するものに限る。)	標準使用水量	外形寸法	使用上の注意	-	-	-	-	-	-	表示者名	9 電気ジューサー、電気ミキサー及び電気ジャー、ミキサー	種類	定格容量	使用上の注意	-	-	-	-	-	表示者名	
2 ジャー炊飯器	最大炊飯容量	区分名	蒸発水量	年間消費電力量	1回当たりの炊飯時消費電力量	1時間当たりの保温時消費電力量	1時間当たりのタイマー予約時消費電力量	1時間当たりの待機時消費電力量	使用上の注意	表示者名	10 電気パネルヒーター	放熱の方式	温度調節の方式	暖房能力	熱媒体の種類	使用上の注意	-	-	-	-	表示者名
3 電気毛布	種類	織維の組成	使用上の注意	-	-	-	-	-	-	表示者名	11 電気ポット	定格容量	使用上の注意	-	-	-	-	-	-	表示者名	
4 電気掃除機(真空式のものであって、電源として電池を使用しないものに限る。)	吸引仕事率	質量	使用上の注意	-	-	-	-	-	-	表示者名	12 電気ロースター	種類	焼き網の寸法	使用上の注意	-	-	-	-	-	表示者名	
5 電気冷蔵庫(熱電離子を使用しないものに限る。)	定格内容積	消費電力量	外形寸法	使用上の注意	-	-	-	-	-	表示者名	13 電気かみそり	電源方式	充電時間	乾電池の種類及び数	使用上の注意	-	-	-	-	-	表示者名
6 排気扇(プロペラ形の羽根を有するものに限る。)	羽根の大きさ	風量	使用上の注意	-	-	-	-	-	-	表示者名	14 電子レンジ(定格高周波出力が1kW以下のものに限る。)	外形寸法	加熱室の有効寸法	区分名	電子レンジ機能の年間消費電力量(オープン機能を有するものに限る。)	年間待機時消費電力量	年間消費電力量	使用上の注意	-	-	表示者名
7 エアコンディショナー(電動機の定格消費電力の合計が3kW以下、電熱装置の定格消費電力が5kW以下のものに限り、電気冷風機及び熱電離子を使用するものを除く。)	冷房能力 冷房消費電力	区分名	暖房能力 (暖房のできるもの)	暖房消費電力(暖房のできるもの)	過年エネルギー消費効率	使用上の注意	-	-	-	表示者名	15 卓上スタンド用けい光灯器具(机等に取り付ける構造のものを除く。)	用途及び照度	螢光ランプの形式	全光束	消費電力	エネルギー消費効率	使用上の注意	-	-	-	表示者名
8 テレビジョン受信機(産業用のもの、海外からの旅行者向けのもの、受信機型サイズが10型若しくは10V型以下のもの、ワイヤレス方式のものを除く。)	年間消費電力量	区分名	受信機型サイズ	使用上の注意	-	-	-	-	-	表示者名	16 電気ホットプレート	プレート	使用上の注意	-	-	-	-	-	-	表示者名	
電気ミキサー										電気ミキサー 定格容量 使用上の注意 - 使用方法に関する注意事項 - 点検・手入れに関する注意事項 ○○電気産業(株)										表示者名	

表示例



指定品目及び表示の標準(雑貨工業品 30品目)

品目	表示事項							付記事項	品目	表示事項							付記事項
1 魔法瓶(中栓にガラス製の真空二重瓶を使用したものであって卓上用のもの及び内瓶にステンレス鋼製の真空二重瓶を使用したものとして飲用水に用い屋外に携帯するものに限る。)	品名 表示者名 住所または電話番号	実容量	保温効力	材料の種類	使用上の注意	-	-	-	8 羊又は合成皮革を製品の全部または一部に使用して製造した手袋	材料の種類	寸法	使用上の注意	-	-	-	-	表示者名★ 住所または電話番号
2 かばん(牛革、馬革、豚革、羊革又はやぎ革を使用したものに限る。)		皮革の種類 手入方法、保存方法	-	-	-	-	-	-	9 机及びテーブル	外形寸法	甲板の表面材	表面加工	取扱い上の注意	-	-	-	表示者名 住所または電話番号
3 洋傘	傘の生地の組成 親骨の長さ	取扱い上の注意 (ビーバラソル及びガーデンバランに限る)	-	-	-	-	-	-	10 いす、腰掛け及び座いす	寸法	構造部材	表面加工	張り材	クリション材	取扱い上の注意	-	表示者名 住所または電話番号
4 合成洗剤(研磨材を含むもの及び化粧品を除く)、洗濯用又は台所用の石けん及び住宅用又は家具用の洗浄剤(研磨剤を含むものを除く。)	品名 成分 液性 用途 正味量 使用量の目安 使用上の注意 表示者名 住所または電話番号	-	-	-	-	-	-	-	11 たんす	寸法	表面材	表面加工	取扱い上の注意	-	-	-	表示者名 住所または電話番号
5 住宅用又は家具用のワックス		-	-	-	-	-	-	-	12 合成ゴム製のまな板	使用材料	耐熱温度	耐冷温度	取扱い上の注意	-	-	-	表示者名 住所または電話番号
6 ウレタンフォームマットレス(ウレタンフォーム部分の最大の厚さが50mm以上ものに限る。)及びスプリングマットレス		ウレタントリッシュ マットレス	材料	構造	寸法	硬さ	復元率	外装生地の組成	使用上の注意	-	-	表示者名 住所または電話番号	13 羊又は合成皮革を製品の全部または一部に使用して製造した上衣、ズボン、スカート、ドレス、コート及びブルオーバー、カーディiganその他のセーター	材料の種類	取扱い上の注意	-	-
7 製(中に合成皮革を、本底にゴム、合成樹脂またはこれらの混合物を用いし、甲と本底を接着剤により接着したものに限る。)	甲皮として使用する材料 底材として使用する材料	底の耐油性	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	14 塗料	品名	色名	成分	用途	正味量	塗り面積	使用方法	用具の手入れ方法 取扱い上の注意 表示者名 住所または電話番号
									15 ティシュベーパー及びトイレットベーパー	寸法	枚数	-	-	-	-	-	表示者名 住所または電話番号
									16 漆又はカシュー樹脂塗料を塗った食事用、食卓用又は台所用の器具(木製のもの及び合成樹脂製のものに限る。)	品名	表面塗装の種類	素地の種類	使用上の注意	-	-	-	表示者名 住所または電話番号

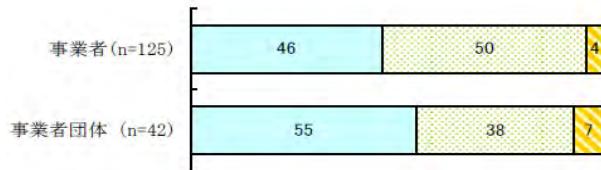
指定品目及び表示の標準(雑貨工業品 30品目)

品目	表示事項							付記事項	品目	表示事項																
17 接着剤(動物系のもの及びアルミニウム製のものを除く。)	種類	成分	毒性	用途	正味量	取扱い上の注意	-	-	-	表示者名	住所または電話番号	26 滾滑剤(アルミニウム製のもの、鉄製でほうろう引きのもの、ステンレス鋼製のもの及び銅製のものに限り、容量が10Lを超えるものを除く。)	表面加工	材料の種類	満水容量	取扱い上の注意	-	-	-	-	表示者名	住所または電話番号				
18 強化ガラス製の食事用、食卓用、又は台所用の器具	品名	強化の種類	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	表示者名	住所または電話番号	27 障子紙	製法	材料	寸法	枚数(平判式のものに限る)	-	-	-	-	表示者名	住所または電話番号					
19 ほうけい酸ガラス製又はガラスセラミックス製の食事用、食卓用又は台所用の器具	品名	使用区分	耐熱温度差	取扱い上の注意	-	-	-	-	表示者名	住所または電話番号	28 衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤	品名	成分	液性	正味量	使用方法	使用上の注意	-	-	表示者名	住所または電話番号					
20 ショッピングカート	袋またはかごの寸法	質量	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	表示者名	住所または電話番号	29 台所用、住宅用又は家具用の磨き剤(研磨材を含むものに限る。)	品名	成分	液性	用途	正味量	使用上の注意	-	-	表示者名	住所または電話番号					
21 サングラス(視力補正用のものを除く。)	品名	レンズの材質	わくの材質	可視光線透過率	紫外線透過率	使用上の注意	-	-	表示者名	住所または電話番号	30 净水器(飲用に供する水を得るために、水道水から残留塩素を除去する機能を有するものに限る。)	材料の種類	ろ材の種類	ろ過流量	使用可能な最小動水圧	浄水能力	ろ材の取換時期の目安	使用上の注意	-	表示者名	住所または電話番号					
22 歯ブラシ(電動式のものを除く。)	柄の材質	毛の材質	毛の硬さ	耐熱温度	-	-	-	-	表示者名	住所または電話番号	表示例	(革製の手袋)														
23 食事用、食卓用又は台所用のアルミニウムはく	寸法	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	-	表示者名	住所または電話番号	材料の種類	掌部 羊革 甲部 毛 100%	寸法	25cm	使用上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・色落ち、硬化又は劣化に関する注意事項 ・保存、手入れ方法に関する注意事項 ・アイロン掛けに関する注意事項 										
24 ほ乳用具	品名	材料の種類	乳首の取り穴の形状	瓶の容量	取扱い上の注意	-	-	-	表示者名	住所または電話番号	○○××株式会社 東京都千代田区○○町××番地 TEL 03-9999-9999	表面加工	材料の種類	満水容量	取扱い上の注意	-	-	-	-	表示者名	住所または電話番号					
25 なべ(アルミニウム製のもの、鉄製でほうろう引きのもの、ステンレス鋼製のもの及び銅製のものに限り、容量が10Lを超えるもの及び汎熱装置を有するものを除く。)	表面加工	材料の種類	寸法	満水容量	取扱い上の注意	-	-	-	表示者名	住所または電話番号	7															

家庭用品の品質表示に関する調査・検討(委託事業)

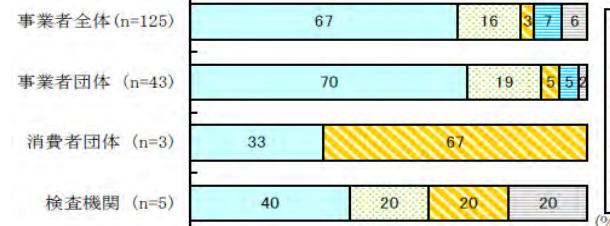
平成22年度 家庭用品の品質表示に関する調査

家表法全般に対する評価(事業者及び事業者団体)



- 商品の実情や消費環境を考慮しても、特に問題はない
- 多少の懸念・疑問はあるものの、おおむね問題はない
- 問題があり、できるだけ早く見直しをした方が良い

表示事項に関する評価



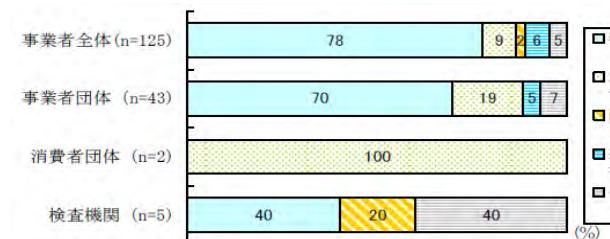
- 特に問題はない
- おおむね問題ないが、一部に見直すべき事項がある
- 問題があり、できるだけ早く見直しを検討すべき事項がある
- 表示に係る実情を考慮すると、現行の変更は望まない
- その他

指定品目に対する評価



- 特に問題はない
- おおむね問題ないが、一部に見直すべき事項がある
- 問題があり、できるだけ早く見直しを検討すべき事項がある
- 表示に係る実情を考慮すると、現行の変更は望まない
- その他

遵守事項に関する評価



- 特に問題はない
- おおむね問題ないが、一部に見直すべき事項がある
- 問題があり、できるだけ早く見直しを検討すべき事項がある
- 表示に係る実情を考慮すると、現行の変更は望まない
- その他

平成23年度 家庭用品の品質表示に関する検討会

◆各品目の見直しについて

指定品目の追加／削除や、表示事項・遵守事項について、品目固有の実情に応じた見直しの検討

◆現行制度を前提とした見直しの在り方について

- ・日本の消費者・事業者にとってより分かりやすい表示の検討
- ・時流に合った内容への見直し
- ・事業者の自主性をより発揮できる表示の検討等

◆抜本的見直しについて

- 委員会で出された意見
- ・指定品目制の廃止？
- ・表示者を製造業者又は輸入事業者に限定し、品質責任まで負わせる？

見直しの方向性

見直しの方向性

現行制度を前提に、平成23年度の検討会における品目固有の実情等の意見を踏まえたうえで、個別品目の性質や時流に合った見直しを随時行う。

検討内容

- ◆消費者、事業者にとってわかり難い、判断に迷うような状況を解消し、時流に合った形とする
⇒指定品目の追加／削除／統廃合の検討など
- ◆事業者の自主性を発揮させ、表示の充実を図る
⇒表示方法、取扱い上の注意の規定の弾力化など
- ◆必要に応じて海外の表示制度との整合を図る
⇒JIS、ISOの試験方法等の見直しや新規作成を働きかけ、陳腐化を防ぐなど